



Title	有志連合海上作戦部隊の活動と国際法（一）： CTF150とテロ対策海上阻止活動
Author(s)	吉田, 靖之
Citation	阪大法学. 2012, 62(1), p. 105-133
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60151
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

有志連合海上作戦部隊の活動と国際法（二）

——CTF150とテロ対策海上阻止活動——

吉田靖之

はじめに

第一節 今日の海上作戦の趨勢と新たな海上阻止活動

第二節 問題の所在と本論における論述

第一章 有志連合海上作戦部隊（CMF）の概要

第一節 組織編制及び任務

第二節 主要オペレーション——テロリスト及びテロ関連物資の海上移動阻止

第三節 第150合同任務群（CTF150）とそのオペレーション（以上、本書）

第二章 テロ対策海上阻止活動の根拠
当事国による主張の検討

第一節 安保理事会の要請又は授權による海上阻止

第二節 自衛権行使と海上阻止活動

第三章 テロ対策海上阻止活動の現状

第一節 「テロとの戦い」における自衛権行使の継続——米国の認識——

第二節 対アフガニスタン武力行使の終了と海上警備活動への移行

第三節 海上警備活動における海上阻止活動

はじめに

第一節 今日の海上作戦の趨勢と新たな海上阻止活動

海上阻止活動（Maritime Interception/Interdiction Operations）という文言は、元来、冷戦後の一九九〇年代に連続して大規模な展開が見られた「国連海上阻止活動（UN-Mandated Maritime Interception/Interdiction Operations：UN-MIO）」を指していた。国連海上阻止活動とは、国連安保理事会（以下「安保理事会」）が課した禁輸措置を実効的ならしめるため、国連憲章第七章下で採択された安保理事会決議に基づき、禁輸物資を輸送して措置対象国に向かう船舶に対して、主として公海上（排他的経済水域（EEZ）を含む）で行き先確認、停船命令、船舶への立ち入り、搜索、及び禁輸物資が発見された場合には、状況によっては積荷の没収等の措置を行なう国連加盟国の活動である。⁽¹⁾ 国連海上阻止活動は、国際の平和と安全に対する脅威に対処するための安保理事会の機能が復活するとの期待が高まつた時代に、禁輸措置の実効性確保を目的とする海軍力の運用という側面が脚光を浴びた現象であった。しかし、その後の情勢の変化に伴い、国連海上阻止活動の展開は衰退し、現在では極めて低調となっている。⁽²⁾

他方で、二二世紀初頭の今日では、いわゆる国際テロ組織等によるテロ攻撃や手口が極めて凶悪化した海賊等の新たな脅威が存在する。その結果、現在では、主要国海軍がフォークランド（マルビナス）戦争（一九八二年）や

イラン・イラク戦争（一九八〇年—一九八八年）で見られたような、一国の正規海軍が洋上において互いに武力行使を行うという従来型の海上戦闘（conventional war-fighting）に従事する可能性はそれほど高くはない。その反面、主要国海軍は、海洋を介したテロリスト及びその関連物資の移動阻止、大量破壊兵器拡散防止、違法な麻薬取締活動、或いは海賊対処活動等により多くの努力を傾注している。そして、米国並びにその同盟国及び友好国を中心とする諸国の中では、これらの洋上オペレーションにおいて実施されている、一定の強制力を用いて航行船舶を停船させた後に船内を捜索し、対象となる積荷が発見された場合にはそれらを押収することを目的とする海上阻止活動は、「伝統的な」海上阻止活動である国連海上阻止活動に加え、いわば「新たな」海上阻止活動として認識されている。

冷戦終焉後になされた伝統的な海上阻止活動である国連海上阻止活動は、国際の平和と安全に対する脅威を構成する「国」に対する措置であり、すでに生じた事態へ対処する活動である。他方で、新たな海上阻止活動は、むしろ国際の平和と安全に対する潜在的脅威の顕在の阻止を主たる目的とした予防的なオペレーションであるといえ⁽³⁾。この新たな海上阻止活動は、従前から存在する公海海上警察権行使により説明できる航行船舶の阻止及び伝統的な海上阻止活動である国連海上阻止活動に加え、対象とする船舶のカテゴリーを大幅に拡張し、より多くの国から派遣された海上部隊が参加する非常に大規模なオペレーションと広がりを見せていく。⁽⁴⁾ そして、このような事態は、米国主導の多国籍海軍部隊である有志連合海上作戦部隊（Combined Maritime Forces: CMF）が、国際テロ組織アル・カイダへのテロリスト及びテロ関連物資等の輸送に従事している嫌疑ある船舶を対象とした「テロ対策海上阻止活動」⁽⁵⁾ を大規模かつ広範に展開した帰結である。

なお、海上阻止活動を主導する米海軍によれば、海上阻止（maritime interception/interdiction）とは、安保理

事会やその他の権限ある当局が定めた規則類が禁止する人或いは物の海上輸送に従事していると疑われる船舶を洋上で停止させ、乗船し船舶書類の確認や船内の搜索を実施すること、及び当該船舶が行き先変更等の措置に応じない等の場合には、必要とあれば当該船舶を拿捕し積荷等を差し押さえるという、二つの異なる局面における諸行為を含むものとして定義されている。⁽⁷⁾ また、本定義によれば、海上阻止活動とは武力紛争状態が存在しない「平時」から武力紛争時までの幅広いスペクトラムを背景とする軍事的な活動 (military mission) であるとされており、本論で取り扱うテロ対策海上阻止活動も本カテゴリーに含まれる。

第二節 問題の所在と本論における論述

第一項 テロ対策海上阻止活動の大規模な展開とその法的根拠に関する疑問

C M F は、現在、海上における治安維持或いは航行安全確保という幅広い目的を掲げ、海上警備活動 (Maritime Security Operations : M S O) というオペレーションの名の下に、様々な目的及び法的根拠を有する海上阻止活動を展開している。しかし、その中心はあくまでテロ対策海上阻止活動であり、それは、二〇〇一年の開始以来、現在に至るまで継続的に展開され、すでに数千隻が洋上における措置の対象とされている。また、長期間にわたるテロ対策海上阻止活動のなかには、武力紛争状態と関連して行われたと考えられるものとそうでないものがあり、根拠も様々であるが、米国をはじめとするテロ対策海上阻止活動参加国は、それらを一括して海上阻止活動と呼称している。

武力紛争状態が存在しない状況下においては、テロ対策海上阻止活動が対象とする船舶の全てが、国連海洋法条約第一一〇条に規定される違法行為に従事しているというわけではない。他方で、テロ対策海上阻止活動参加国は、

個々のオペレーションの円滑な遂行や作戦参加部隊の安全確保等の理由により、事実関係の詳細や船舶に対する立ち入り、捜索、積荷の没収及び乗員の拘束等に関する措置の法的根拠を明確かつ具体的に説明せず、あくまで国際法に依拠して行動していると述べるに留まる。⁽⁹⁾ ちなみに、CMFは、テロ対策海上阻止活動における航行船舶の阻止について、原則としてそれは船長の同意を得て実施されていると説明している。⁽¹⁰⁾ 船長の同意のみで立ち入り検査までを含む航行船舶の阻止が可能となるという考え方は主に米国が主張するところであり、実際に、CMF所属の米海軍艦艇は船長の同意のみによる海上阻止を実施しているようである。⁽¹¹⁾ 公海上における旗国主義排除のためにには、慣習法及び条約で認められている事由による他は旗国の同意を得る必要があるが、船長個人の同意は旗国の意思を反映するものではなく、旗国主義を排除するための十分な根拠を構成することは直ちに判断し難い。⁽¹²⁾ 旗国の同意を得ずして実施された航行船舶の阻止についての先例として、アルジェリア危機におけるフランス海軍の活動（一九五四年—一九六二年）や、米国によるキューバ隔離政策（一九六二年）における、ミサイル関連物資を輸送してキューバへ向かうソ連船舶を米海軍が阻止した事例等が存在し、これらの評価は賛否両論に分かれている。それとは全く正反対に、CMFが展開するテロ対策海上阻止活動は、旗国の同意を得ずしての海上における阻止を含むといいう点では先の二つの事象と同様でありながら、本活動に対する国際社会からの批判及び懸念は全く見られていない。

なお、仮に旗国の同意なき状態で航行船舶の阻止が行われたとしても、そのことにより自らの国際法上の権利侵害が生じたとの問題提起がいずれの国からも現実になされなければ、国際法上の深刻な問題は存在しないという議論も成立するかもしれない。しかしながら、従来であれば、武力紛争状態が存在しない状況下においては外国船舶への停船要求すら重大な結果を招来するものである。⁽¹⁵⁾ また、海上作戦に関する国際法を担当する海軍法務官（na.

vy judge advocate general) へといた実務レベルでの専門家からも、テロ対策海上阻止活動の法的根拠に関する限りが指摘され(16)いる。

論 第二項 先行研究の概要と本論における論述

C M Fが展開しているオペレーションは、国際機構（国連）の集権的な権威の下で制裁としてとられる軍事的強制行動たる国際警察行動（international police action）に従事する国連警察軍（United Nations Police Force）による活動には該当しない。C M Fは、米国が主導する有志連合海軍部隊、すなわち多国籍軍であり、そのオペレーションはあくまで個別国家による活動（unilateral action）である。このように、個別国家の集合体にすぎないC M Fという組織が国際社会に共通する公共的財的な利益を担保するために、公海を中心とする広大な海域において大規模かつ広範囲に活動しているというのが現状である。加えて、この活動は多数の国家に影響を及ぼすものである」とから、それを取り上げて法的に検討する必要性は十分に認められる。

二〇〇一年九月二一日に生起したいわゆる米国同時多発テロ攻撃以降、非国家主体に対する国家による武力行使や非国家主体に対する自衛権行使の発動可能性を取り扱った論説は、国際法に関するものに限定しても枚挙に暇がない(18)。しかしながら、これらの業績は主として *jus ad bellum* に関する論点を取り扱ったのものである。他方で、（テロリスト集団という）非国家主体による国際安全上の脅威を抑圧するという、テロ対策海上阻止活動と同じカテゴリに属する活動としては、いわゆる拡散防止構想（Proliferation Security Initiative : P S I）が存在し、本活動に関する研究もまた数多く存在する(19)。しかしながら、これらの業績はテロ行為を抑止する目的でなされる海上阻止活動そのものを国際法の合法性等に主眼を置いて考察したものではない。そのような趨勢の中で、テロ対策海上阻止活動に主眼を置いた数少ない先駆的な研究としては、ハインツェル・フォン・ハイネク（Heintschel von

Heinegg, W.) による業績が存在する。ハインチエル・フォン・ハイネクは、テロ対策海上阻止活動は国連憲章第五一条で確認されている自衛権及び関連する一連の安保理事会決議に重層的に依拠すると主張する。⁽²⁰⁾しかししながら、後に本論第二章で詳細に検討するように、ハインチエル・フォン・ハイネクの主張は、関連する安保理事会決議をやや目的論的に解釈しているとの印象が否めない。さらに、ハインチエル・フォン・ハイネクは、対アフガニスタン武力行使終了後の海上措置の合法性につき、「テロとの戦い」においては自衛権は引き続き行使可能であるとしたうえで、自衛権行使に関する均衡性の範囲内でさらなるテロ行為を未然に防止することを目的とした海上阻止活動は可能であるとする。⁽²¹⁾ハインチエル・フォン・ハイネク自身も、このよろな理論構成は従前いずれの国際法学者によつても展開されなかつた特異なものであるとしているが、他方で、テロ対策海上阻止活動の合法性そのものについては、いずれの国からも異論が唱えられていないと主張する。⁽²²⁾しかしながら、アフガニスタン武力行使終了後は、厳密な意味 (*strictu sensu*) での武力紛争状態が存在しない」とはハインチエル・フォン・ハイネクも認めるところであり、かかる状態においていかなる根拠に基づき自衛権行使が可能となるのかという極めて根本的かつ重要な点につき、ハインチエル・フォン・ハイネクが完全な回答を提示しているとは判断し難い。⁽²³⁾

また、いわゆる「テロとの戦い」の時代における海上安全保障 (maritime security) 上の脅威について包括的検討を行つてゐるクライン (Klein, N.) は、テロ対策海上阻止活動の根拠につき、それは第一義的には米国同時多発テロ攻撃に対応する自衛権行使であるとしながらも、詳細についてはなお不明確であると述べるとどまる。⁽²⁴⁾さらに、武力紛争状態の存在を前提としない状況下において、海洋法規則に定められる何らかの違法行為に従事してゐる船舶に対する実行行為としての「船舶の阻止 (Shipping Interdiction)」につき包括的に研究したギルフォイユ (Guilfoyle, D.) は、船舶阻止を「国家が国際法上、ないし当該阻止を行う国の国内法上、禁止行為に從

事していると疑われる自、国籍以外の船舶を、①海上で停止させ、乗船し捜索するという現場における措置と、②当該船舶の拿捕、乗船者の逮捕、及び積荷の差し押さえというその後の司法的手続という、二つの異なる局面における諸行為を含むもの」と定義づける（傍点強調筆者追加²⁶⁾）。なお、ギルフォイルが定義する船舶阻止の内容のうち、特に①で示される現場における措置は、本論で取り扱う海上阻止とほぼ同一である。

ギルフォイルは、公海上の船舶に対する介入事由のレベルにおいて船舶阻止（若しくは海上阻止）にかかる一般法の不在を認めつつも、実力行使若しくは武器使用、及び賠償或いは補償に関する共通した諸問題²⁸⁾が海上阻止には存在すると整理する。²⁹⁾その上で、ギルフォイルは、船舶阻止が対象とする船舶の行為類型を、①海賊行為³⁰⁾、②奴隸貿易³¹⁾、③違法な薬物取引³²⁾、④違法な操業³³⁾、⑤公海における無許可放送³⁴⁾、⑥越境犯罪としての移民の不法入国と人身売買等³⁵⁾であると整理する。³⁶⁾このように、ギルフォイルは、海上阻止として海洋法上の法執行活動（Law enforcement at sea）の一局面における臨検（visit）に該当するものののみを取り扱っており、それ以外の海戦法規上の措置や安保理事会決議に基づき実施される海上阻止活動は自律的な法的根拠（autonomous foundation）を有するものとして、当初から検討の対象外としている。さらに、国内の学界に目を転じても、テロ対策海上阻止活動についての先行研究は、主として我が国の国内法体制との関係においてその国際法及び国内法上の問題点を検討した森川幸一教授の業績がわずかに存在するのみである。³⁹⁾このように、テロ対策海上阻止活動に関する先行研究は、現時点においては質量ともに極めて限定的である。

以上紹介したような先行研究業績の限界等を踏まえ、以下本論では、テロ対策海上阻止活動を中心としたCMFの活動について、それが既存の国際法によってどの程度説明ないし正当化できるのか、また、当事国が如何なる認識をもって実施しているのかという点に主眼を置き検討するものである。また、仮にテロ対策海上阻止活動に既存

の国際法枠組みによって説明できない部分が存在するのであれば、かかる活動が大規模かつ広範囲に展開されるるという事実は今後の国際法の発展にどのような意味を有するのかという、より上位の論点を念頭に置いた検討も可能な限り行うこととした。

第一章 有志連合海上作戦部隊（CMF）の概要

CMF及びその隸下でテロ対策海上阻止活動を担当する第150合同任務群（CTF150）については、部隊名そのものは報道等においても言及されることがあるが、それらの実態若しくはオペレーションの実情について広く一般に周知徹底されているとは判断し難い。よって、主要論点の考察に先立ち、まずはこれらの部隊につき概観することとする。

第一節 組織編制及び任務

CMFは、米海軍第五艦隊及び米中央軍海軍部隊所屬部隊を中心とし、二〇余りの有志連合国から派出された艦艇及び人員で構成される多国籍海軍部隊である。CMFは、紅海、アデン湾、オマーン湾、ホルムズ海峡、ペルシャ湾及びインド洋の一部を含む約一五〇万平方海里を責任海域（area of responsibility：AOR）とし、各種の海上作戦に従事している。⁽⁴⁰⁾

CMFの母体は、湾岸戦争（一九九〇年—一九九一年）の開始前後に米国主導により組織された多国籍軍海上作戦部隊（Coalition Maritime Force Component Command：CMFCC）である。CMFCCは、米英による対アフガニスタン武力行使（一九九〇年）及びイラク戦争（二〇〇三年）の双方において、多様な海上作戦に従事した。⁽⁴¹⁾

その後、CMFCCは参加国数の増加或いは任務の拡大等を伴いつつ発展し、二〇〇四年から二〇〇五年頃に部隊の名称がCMFへと変更され、現在に至っている。⁽⁴²⁾

CMFには、三個の合同任務群 (Combined Task Force : CTF) が設置されており、それらは、主として海上警備活動及びその一環としてのテロ対策海上阻止活動に従事するCTF150、CMFの責任海域全域にて海賊対処活動に専従するCTF151並びにペルシャ湾及びホルムズ海峡での警戒監視に当たるCTF152である。⁽⁴³⁾なお、CMFは米国が主導するものの、職務範囲 (mandate) は米海軍のそれとは異なり、また、共通した武器使用規則 (Rules of Engagement : ROE) も有さない。やがて、CMFへの部隊提供及び各オペレーションへの参加の有無は個々の部隊派出国に一任されている。つまり、CMFでは、各国部隊がそれらの派出元の有志連合国がそれぞれ個別に定める職務範囲 (national mandate)、ROE及び国内法に依拠して、各有志連合国が可能な貢献を主体的に行うという原則によりオペレーションが展開されているのである。⁽⁴⁴⁾

第二節 主要オペレーション——テロリスト及びテロ関連物資の海上移動阻止——

第一項 不朽の自由作戦 (OEF) の開始

米国同時多発テロ攻撃は、国連憲章第五一条のいう武力攻撃に該当する事態であると広く国際社会に認識された。⁽⁴⁵⁾安保理事会は、決議一二三六八及び同二三七三を採択し、テロ行為が国際の平和と安全を脅かす場合にはあらゆる手段を用いてこれに対応する必要性を強調するとともに、国連憲章第五一条で確認されている固有の権利である個別の及び集団的自衛権を確認した。⁽⁴⁶⁾これらの決議採択後の二〇〇一年一〇月七日に、米国政府は、九月一一日の同時多発テロ攻撃を受けて米国と他の諸国は固有の権利である個別的及び集団的自衛権を行使して行動を開始したこと

を安保理事会に報告した。⁽⁴⁸⁾ 本書簡にて米国政府は、アフガニスタン領域への武力行使の理由として、「タリバン政権がアフガニスタン領域をアル・カイダ組織の作戦基地として使用する」とを容認する政策を変更する「」とを拒否する」と、及びアル・カイダ組織がアフガニスタン領域でテロ分子を訓練し、アフガニスタン領域からテロ分子を支援しているため」と主張している。⁽⁴⁹⁾ また同日、英国政府も、米国とともに個別的及び集団的自衛権を行使したことなどを安保理事会に報告した。⁽⁵⁰⁾ この米英両軍による対アフガニスタン武力行使に端を発する一連の「テロとの戦い(war on terror)」が、不朽の自由作戦 (Operation Enduring Freedom: OEF) である。そして、海上においては、ペルシャ湾における Operation Southern Watch⁽⁵¹⁾に参加するため北アラビア海を航行中であった米海軍 USS Carl Vinson 空母打撃群 (Carrier Strike Group: CSG) (米第五艦隊における部隊区分はTF50)⁽⁵²⁾ が、OEF 開始から数か月にわたり、本海域を中心として空母艦載機によるアフガニスタン攻撃等の作戦に従事した。⁽⁵³⁾ この対アフガニスタン武力行使と並行して開始された、アフガニスタン領域への、或いはそこからのテロリスト及びテロ関連物資の海上移動阻止を目的とするインド洋におけるオペレーションが不朽の自由作戦海上阻止活動 (Operation Enduring Freedom Maritime Interception Operations: OEF-MIO) である。

第二項 地中海におけるNATO軍による先鞭

アル・カイダ等のテロ組織へ仕向けられたテロ関連物資及びテロリストの海上移動阻止は、インド洋でのCTF 150によるOEF-MIOに先立ち、地中海においてNATOにより先鞭がつけられている。米国同時多発テロ攻撃の翌日の2001年9月11日に、北大西洋理事会は、米国同時多発テロ攻撃はNATO加盟国全てに対する武力攻撃であり、ワシントン条約第五条による対応の範囲内の事態と見做されるとの声明を発表した。⁽⁵⁴⁾ 本声明を受けて、同年10月6日、NATO常設海上作戦部隊 (Standing NATO Maritime Group: SNMG) は東地中海で

航行船舶のモニターを開始した。⁽⁵⁵⁾ 本オペレーションがNATO Operation Active Endeavour (OAE) であり、約一か月後、北大西洋理事会は、OAE参加部隊の職務範囲に航行船舶の海上阻止、立ち入り及び捜索を追加した。⁽⁵⁶⁾

OAEは、NATOの歴史上初の集団的自衛権行使によるオペレーションであり、その後、二〇〇四年に本オペレーションは地中海全域へと拡大される等、極めて大規模に展開している。OAEの実績の一部として、二〇〇三年四月から二〇〇五年一月の間、約五九、〇〇〇隻の船舶に問い合わせが実施され、そのうち八〇隻に対し立ち入り検査実施が公表されている。⁽⁵⁸⁾ ちなみに、OAEにおける船舶への立ち入りは、旗国或いは船長の同意を得て実施されたようである。⁽⁵⁹⁾

第三節 第150合同任務群 (CTF150) とそのオペレーション

第一項 部隊設置と不朽の自由作戦海上阻止活動 (OEF-MIO) の開始

CTF150は、もともと米海軍第五艦隊隸下の米海軍部隊であったが、OEFの開始前後にCMFCC隸下で海上におけるテロとの戦いを主たる任務とする多国籍海軍部隊として再編された。⁽⁶⁰⁾ CTF150は、これまで二〇か国以上の有志連合国から部隊等の参加を得ているほか、部隊の指揮も、これらの参加各国が輪番で担当している。⁽⁶¹⁾ CTF150の職務範囲は、安保理事会決議一二三六八、一二七三及び一二七八に依拠しているとされ、現在では、同部隊は、海上警備活動の一環としてテロリストの捕捉、及びテロリスト・ネットワークのモニター、武器及び麻薬密輸並びに人身売買等の取り締り等の諸活動に従事している。⁽⁶³⁾

CTF150は、米英による対アフガニスタン武力行使開始後間もなく、TF50によるアフガニスタン攻撃と並行しOEF-MIOを開始した。⁽⁶⁴⁾ なお、CTF150の活動の初期段階では、テロ関連物資といった物の海上移

動阻止のみがOEF-MIOされ、アル・カイダ幹部等のテロリストといった人の海上移動阻止はOEF-Leadership Interception/Interdiction Operations (OEF-LIO)と呼称され、OEF-MIOとは区別された。⁽⁶⁵⁾その後、全ての海上阻止活動が海上警備活動に統合された後は、人及び物による阻止対象の区分は撤廃された。⁽⁶⁶⁾

ちなみに、日本においては、OEF-MIO及びその後のテロリスト或いはテロ関連物資の海上移動阻止のための活動は、今日に至るまで一貫して「テロ対策海上阻止活動」と呼称されているが、CMF及びそれを主導する米国並びにその他の有志連合国の中では、本オペレーションの呼称については変遷があった。インド洋でのオペレーションの開始直後には、「」の活動は、伝統的な海上阻止活動である国連海上阻止活動が対象としていた「物」に加え、新たに「人」も阻止対象とする」とから、「拡大海上阻止活動 (Expanded Maritime Interception/Interdiction Operations : E-MIO⁽⁶⁷⁾)」と呼称されていた時期もあった。なお、E-MIOという概念は、米海軍の作戦関連文書に現在でも確認でき、それは、米国国防長官による承認の下、米国に対する急迫した脅威を及ぼす人及び物資の海上阻止を目的とするオペレーションであると記述されている。⁽⁶⁸⁾

第二項 不朽の自由作戦海上阻止活動の展開と海上警備活動への移行

OEF-MIOは、オペレーションの開始以来極めて大規模かつ広範囲な展開が見られている。例えば、100年10月から10011年10月までの間、1、100隻以上の船舶がCTF150の海上阻止の対象となつた。⁽⁶⁹⁾なお、11001年11月10日に、イエメン沖にてCTF150所属のスペイン海軍フリゲート *Navarru* が大量破壊兵器輸送の理由により北朝鮮船籍貨物船 *So-San* を海上阻止した事象が生じしたが、本事象もOEF-MIOの一環として位置づけられている。⁽⁷⁰⁾

OEF-MIOのこの期間中における海上阻止では、特にカナダ海軍の活動実績が顕著であり、海上阻止における

る立ち入り検査の半数以上が同海軍艦艇によるものであった。⁽⁷¹⁾ カナダは、一〇〇一年一〇月から一〇〇三年一〇月までの間、O E F - M I Oへの貢献として Operation Apolloと称する海上作戦を展開しており、その中で、海軍は二一、八〇〇隻以上の船舶に対して無線による問い合わせを実施した。⁽⁷²⁾ カナダは、O E F - M I Oへの参加のための根拠として、N A T Oによるワシントン条約第五条の発動及び国連憲章第五一条で確認されている自衛権並びに安保理事会決議一三六八及び一三七三を掲げている。カナダの認識では、同国はアフガニスタン地上領域のみならず洋上においてもアフガニスタン・タリバン政権との武力紛争状態にあり、タリバン政権或いはアル・カイダに支援を与える船舶への対応については、海上における武力紛争に適用される規則類を再構築した『サンレモ・マニュアル (San Remo Manual)』⁽⁷³⁾ が適用される事態であるとし、海戦法規の適用可能性を主張していた。

その後、テロリスト及びテロ関連物資の海上移動阻止をより効果的に実施するためには地上でのオペレーションとの綿密な連携が不可欠であるとの理由から、一〇〇一年一〇月以降、O E F - M I Oは北東アフリカ地域におけるO E F であるO E F - Horn of Africa (O E F - H o A)に統括された。⁽⁷⁴⁾ さらに正確な時期は不明ながら、対アフガニスタン武力行使とともに開始されたO E F - M I Oは、一〇〇三年頃には海上警備活動に統合された。⁽⁷⁵⁾

米国の定義によると、海上警備活動とは武力紛争不存在時における包括的な海上治安維持活動を示す概念とされており、具体的には、対テロ活動、違法な麻薬取引、武器取引及びその他の形態による国境を越える犯罪取締り、大量破壊兵器拡散防止、海洋環境の破壊行為阻止、海洋を介した違法移民取締り及び海賊対処活動等という、それぞれ異なる法的根拠を有する諸活動を含むとされる。⁽⁷⁶⁾ また、C M Fは、海上警備活動では時として臨検、立ち入り検査、船舶書類の検査、船内搜索及び船舶或いは積荷の没収という強制的な措置を伴う場合があるとしているが、⁽⁷⁷⁾ これらの措置は有志連合諸国安全保障及び自衛を事由として実施される臨検とは趣旨が異なるとする。

OEF-MIOが海上警備活動に統合された結果、CTF150がパトロールの対象とする船舶の範囲は飛躍的に拡大し、従前からのテロリスト及びテロ関連物資の輸送確認のための無線による問い合わせや立ち入り検査が極めて大規模かつ広範に実施された。具体的には、①ペルシャ湾北部海域：無線による問い合わせ一七〇〇〇回以上・立ち入り検査八〇〇〇回以上、②同南部海域：無線による問い合わせ一〇〇〇回以上・立ち入り検査七〇〇〇回以上、③HWA海域：無線による問い合わせ一一〇〇〇回以上・立ち入り検査二〇〇〇回以上、④北アラビア海：無線による問い合わせ一〇〇〇〇回以上・立ち入り検査一四〇〇回以上という活動実績が米軍により示されている。⁽³²⁾このほか、CTF150所属艦艇による、麻薬、アルコール及び武器等といったテロリストの資金源となり得る大量の物資が押収されており、日本国防衛省資料によると、一〇〇八年における麻薬の年間押収量は五二一トン以上、及び一〇〇九年上半期のそれは一三一トン以上という数値が示されている⁽³³⁾。

- (一) Department of the Navy, Office of the Chief of Naval Operations, Headquarters, U. S. Marine Corps, Department of Homeland Security and U. S. Coast Guard, *The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations* (NWP 1-14 M MCWP 5-12.1, COMDPUB P 5800.07 A) (Edition July, 2007) (hereinafter NWP 1-14 M), para. 4.4.4; Allen, C. H., *Maritime Counterproliferation and the Rule of Law* (Praeger Security International, 2007), p. 84.
- (2) Willson, G., "The Legal, Military and Political Consequences of the 'Coalition of Willing' Approach to UN Military Enforcement Action," *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 12, No. 2 (2007), pp. 316-317.
- (3) Heintschel von Heinegg, W., "The United Nations Convention on the Law of the Sea and Maritime Security Operations," *German Yearbook of International Law*, Vol. 48 (2005), p. 170.
- (4) *Ibidem*, "Maritime Interception/Interdiction Operations," in Gill, T. D. and Fleck, D. eds., *The Handbook of the International Military Operations* (Oxford University Press, 2010), pp. 375-376. なお、ヘインツヘル・フック・ハイネク(Heintschel von Heinegg, W.) は、英語では interception と interdiction の文脈における法上の相違をなくして、海上阻止活動に参

- かわく国際化へと進む難易度が高まる。Id. p. 376.
- (5) Hedgekingson, S., Cook, E., Fichter, T., Fleming, C., Shapiro, J., Mellis, J., Boutelle, B., Sarnoski, S. and Noone, G., “Challenges to Maritime Interception Operations in the War on Terror: Bridging the Gap,” *American University International Law Review*, Vol. 22 (2007), p. 587.
- (6) 森川幸一「国際平和協力外交の一面——「海上阻止活動」への参画・協力を通じた法的諸問題——」金沢工業大学国際研究部編『日本外交の国際関係』(内文出版)100周年記念刊行記念。
- (7) Department of the Navy, Office of the Chief of Naval Operations and Headquarters, U.S. Coast Guard, *Maritime Interception Operations*, NTTP 3-07. 11 (Edition November, 2003) (hereinafter NTTP 3-07. 11), para. 1.2.
- (8) *Id.*
- (9) Syrigos, A., “Developments on the Interdiction of Vessels on the High Seas,” in Strati, A., Gavouneli, M. and Skourtou, N. eds., *Unsolved Issues and New Challenges to the Law of the Sea Time Before and After* (Martinus Nijhoff Publishers, 2006), p. 182.
- (10) Combined Maritime Forces, *Coalition Commander’s Maritime Security Operations Legal Guide* (2008) (unpublished, on file with the author), para. 1501.
- (11) NWP 1-14 M, *supra* note 1, para. 3.11.2.5.2.
- (12) Murdoch, A., “Forcible Interdiction of Ships Transporting Terrorists,” *Revue Droit Militaire et de Droit de la Guerre*, Tome 48/3-4 (2009), p. 308.
- (13) *Id.*, p. 309. なぜ、UNの規範は海上阻止が目的の程度実施されると示すが、元資本主義者が、筆者が調査した範囲では存在が確認できなかった。
- (14) 但し、トルヒニア危機におけるフランス海軍の活動が、宗主国（フランス）が植民地（トルヒニア）の独立を阻むための内戦を背景として、フランスが第三国船舶の公海上における航行阻止を自衛による正当化した事例である、キューバ危機では法的事情がいかにも異なる。フランス国防省は、第三国船舶の公海上における航行阻止を含む海軍の活動が、トルヒニア本土でのオペレーションによる絶対的関連性の監察活動（une opération de police）であると主張した。

Revue Générale de Droit International Public, tome 70 (1966), p. 1058. もたゞ、フランス国防省が、マルジュリア危機で國家の存亡にかかる事態に際しては、もとより事態に応じては、例外的に正当な自衛権 (principe de la légitime défense) が行使されるべきだ。Ignazio Messina et Cie v. L'Etat (Ministre des armées marines), Tribunal Administratif de Paris, Clunet, reprinted in *Journal de droit international*, tome 90 (1963), p. 1192.

- (15) 真山全「日米防衛協力のための指針と船舶の検査」『防衛法研究』第11号（一九九九年）、「一」四頁。
- (16) E. g., Murdoch, *supra* note 12, p. 322.
- (17) 香西茂「国連軍」田岡良一先生還暦記念論文集編集委員会編『国際連合の研究第一巻』（有斐閣、昭和三七年）、八九頁。
- (18) 本論で引用するもの他にも、本論点を取り扱った主要な業績は、以下に紹介するものが挙げられる。浅田正彦「憲法上の自衛権と国際法上の自衛権」村瀬信也編『自衛権の現代的展開』（東信堂、一九〇〇七年）、一四九—一九九頁；同「国際法における先制的自衛権の位相——ブッシュ・ドクトリンを契機として——」村瀬信也編『二一世紀国際法の課題』（有信堂、一九〇六年）、一八七—三四一頁；新井京「テロリズムと武力紛争法」『国際法外交雑誌』第二〇一卷三号（一〇〇〇年）、一一三—一四五頁；植木俊哉「低水準（低強度）敵対行為と自衛権」『国際問題』No. 556電子版（一〇〇六年）、一五一三一頁；同「低水準敵対行為と自衛権」村瀬編前掲書『自衛権の現代的展開』、一一三—一三〇頁；同「国際テロリズムと国際法法理」『国際法外交雑誌』第一〇五卷四号（一〇〇七年）一一〇頁；大江博「武力行使の法理——近年の事例からみた自衛権」集団安全保障、人道的介入の位置づけ』島田征夫、杉山晋輔、林司宣編集代表『国際紛争の多様化と法的処理』（信山社、一〇〇七年）、二七五—三一頁；折田正樹「武力行使に関する国連の法的枠組みの有効性——対アフガニスタン軍事作戦とイラク戦争の場合」『外務省調査月報』一〇〇六年No.3、四一一六〇頁；中谷和弘「集団的自衛権と国際法」村瀬編前掲書『自衛権の現代的展開』、一九一五八頁；西井正弘「大規模国際テロと国際法」『国際問題』No. 5015（一〇〇一年四月）、一一一〇頁；根本和幸「国際法上の自衛権行使における必要性・均衡性の意義」『上智法學論集』第五〇卷一号（一〇〇六年）、七一一〇〇頁（二）；同第五〇卷一号（一〇〇六年）、三一一六八頁（一）完；萬浪学「テロ対策特措法と同法に基づく活動について」『国際法外交雑誌』第一〇一卷一号（一〇〇一年）、四六一七〇頁；藤田久一「九・一大規模テロと諸国の反応——国際法秩序の危機か変容か」『国際問題』No. 5015（一）

- 一〔年四月〕、一一一三五頁：古谷修一「自衛と域外法執行措置」村瀬編前掲書『自衛権の現代的展開』、一六五一〇〇
 ○貞・貞山全「国連の軍事的活動に対する武力紛争法の適用——武力紛争の事実主義的認識とその限界——」安藤仁介、
 中村道一、位田隆一編『二十一世紀の国際機構・課題と展望』(東信堂、一〇〇四年)、二〇七—二三三五頁；宮内靖彦「非国
 家的行為体への自衛権」論の問題点『国際問題』25-6電子版(一〇〇六年)、五一一四頁；村瀬信也「自衛権の新展
 開」『国際問題』25-6電子版(一〇〇六年)、一一四頁；同「国連憲章と一般国際法上の自衛権」同編前掲書『自衛権
 の現代的展開』、一一一八頁；松井芳郎「国際法における武力規制の構造——討論のための概念整理」『ジャーリスト』21
 343 (一〇〇七年)、一〇一六頁；森川幸一「対テロ戦争」への国際人道法の適用——「チロリスト」の取扱いをめ
 ぐる米国での議論と日本の捕虜制度を中心』『ジャーリスト』21-299 (一〇〇五年)、七三一八二頁；同「国連安理会
 障理事会決議への日本の対応」『ジャーリスト』21-232 (一〇〇一年)、四五一五三頁；森田桂子「自衛権と海上中立」
 村瀬編前掲書『自衛権の現代的展開』、一一一五一一四八頁；山本慎一「国連安理会による「授權」行為の憲章上の位置づ
 けに関する一考察——多機能化する多国籍軍事活動を例として』『外務省調査月報』、一〇〇七年2月、一一一五一
 頁；Beres, L. R., "The Legal Meaning of Terrorism for Military Commander," *Connecticut Journal of International Law*, Vol. 11, No. 1 (1995), pp. 1-27; Dinstein, Y., "The Gulf War: 1990-2004 (And Still Continuing)," in Sparks, T. and Sul-
 masy, G. M. eds., *International Law Challenges: Homeland Security and Combating Terrorism*, International Law Stud-
 ies, Vol. 81 (Naval War College, 2006), pp. 337-350; Gazzini, T., "The Rules on the Use of Force at the Beginning of
 the XXI Century," *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 11 (2006), pp. 319-342; Gil, T. D., "The Temporal
 Dimension of Self-Defence: Anticipation, Pre-emption, Prevention and Immediacy," *Journal of Conflict and Security
 Law*, Vol. 11 (2006), pp. 361-370; Glennon, M. J., "The Fog of Law: Self-Defense, Inherence, and Incoherence in Arti-
 cle 51 of the United Nations Charter," *Harvard Journal of Law & Public Policy*, Vol. 25, No. 2 (2002), pp. 539-558;
 Greenwood, C., "War, Terrorism and International Law," in *idem*, *Essays on War in International Law* (Cameron May,
 2006), pp. 409-432; Haward, M., "9/11 and After," *Naval War College Review*, Vol. LV, No. 4 (2002), pp. 11-21;
 McLaughlin, R., "The Legal Regime Applicable to Use of Lethal Force When Operating under a United Nations Securi-
 ty Council Chapter VII Mandate Authorising 'All Necessary Means,'" *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 12

(2007), pp. 389–418 : Müller, C., “The Right of Self-Defense in the Global Fight against Terrorism,” in Sparks and Sulmasy eds., *op. cit.*, pp. 351–366 : Myjer, E. P. J., and White, N. D., “The Twin Towers Attack : an Unlimited Right to Self-Defence ?,” *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 7, No. 1 (2002), pp. 5–18 : Nimmich, J. L. and Goward, D. A., “Maritime Domain Awareness : The Key to Maritime Security,” in Carsten, M. D. ed., *Global Legal Challenges : Command of the Commons, Strategic Communications and Natural Disasters*, International Law Studies, Vol. 83 (Naval War College, 2007), pp. 57–65 : Orkhelashvili, A., “Overlap and Convergence : The Interaction Between *Jus ad Bellum* and *Jus in Bello*,” *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 12, No. 1 (2007), pp. 157–198 : Pellet, A., “Brief Remarks on the Unilateral Use of Force,” *European Journal of International Law*, Vol. 11, No. 2 (2000), pp. 385–392 : Ronzitti, N., “The Expanding Law of Self-Defence,” *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 11 (2006), pp. 343–360 : Rosand, E., “The UN-Led Multilateral Institutional Response to Jihadist Terrorism : Is a Global Counterterrorism Body Needed ?,” *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 11 (2006), pp. 399–428 : Shah, N. A., “Self-Defence, Anticipatory Self-defence and Pre-emption : International Law’s Response to Terrorism,” *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 12 (2007), pp. 95–126 : Schmitt, M., “The Legality of Operation Iraqi Freedom under International Law,” in Sparks and Sulmasy eds., *op. cit.*, pp. 367–392 : Ward, C. A., “Building Capacity to Combat International Terrorism : The Role of the United Nations Security Council,” *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 8, No. 2 (2003), pp. 289–306 : Wilson, G., “The Legal, Military and Political Consequence of the ‘Coalition of Willing’ Approach to UN Military Enforcement Action,” *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 12, No. 1 (2007), pp. 295–330 : Wouters, J. and Naert, F., “Shockwaves through International Law after 11 September : Finding the Right Responses to the Challenges of International Terrorism,” in Fijnaut, C., Wouters, J. and Naert, F. eds, *Legal Instruments in Fight against International Terrorism* (Martinus Nijhoff Publishers, 2004), pp. 411–546.

(2) ハーフ・トロ技を施す海上活動の実情ひいては艦艇や船艇がハーフ・トロを施された部分が今後も広く運用されることが想定される。ハーフ・トロ構造については本論文では本論文の範囲から外形で弱強兼ねりのハーフトロが、取り扱いPSTを取り扱うが主眼を本論文から外して、本論文で用いられる以外で、他の港外での輸送手段に組み入れる、現状次のよう。

鶴田順「改正SUITA条約とその日本における実施——「船舶検査手続」と「大量破壊兵器の輸送」に着目して」栗林忠男、
杉原高徳編『日本における海洋法の主要問題』(有信堂) 1101頁、1111—1161頁；山崎正泰「大量破壊兵器不拡散体制の間隙とPSIの意義」『早稲田政治経済學雑誌』第1165号(1100年10月)、40—59頁；Ahlström, C., "The Proliferation Security Initiative: International Law Aspects of the Statement of Interdiction Principles, *SIPRI Yearbook 2005* (Oxford University Press, 2005), pp. 741–767; Asada, M., "Security Council Resolution 1540 to Combat WMD Terrorism: Effectiveness and Legitimacy in International Legislation," *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 13 (2008), pp. 303–332; Becker, N. A., "Shifting Public Order of the Oceans: Freedom of Navigation and the Interdiction of Ships at Sea," *Harvard International Law Journal*, Vol. 46, No. 1 (2005), pp. 131–230; Bolton J. R., "The "Bush Administration's Forward Strategy for Nonproliferation," *Chicago Journal of International Law*, Vol. 5, No. 2 (2005), pp. 395–434; Bond, R., "The Proliferation Security Initiative: Targeting Iran and North Korea?", British American Council Security Information Council Basic Papers, No. 53 (2007), 10 pp; Doolin, J. A., *Operation Art for the Proliferation Security Initiative* (Naval War College, 2004), <http://www.fas.org/man/eprint/doolin.pdf>, as of 12 February 2006; Garvey, J. I., "The International Institutional Imperative for Countering the Spread of Weapons of Mass Destruction: Assessing the Proliferation Security Initiative," *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 10, No. 2 (2005), pp. 125–147; *idem*, "A New Architecture for the Non-Proliferation of Nuclear Weapons," *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 12 (2007), pp. 339–358; Guilfoyle, D., "Maritime Interdiction of Weapons of Mass Destruction," *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 12 (2007), pp. 1–36; Hawkins, W. R., "Interdict WMD Smugglers at Sea," *USNI Proceedings*, Vol. 130, No. 12 (2004), pp. 49–55; Heintschel von Heinegg, W., "The Proliferation Security Initiative—Security vs. Freedom of Navigation?", *Israel Yearbook of International Law*, Vol. 35, (2005), pp. 181–204; Holmes, J. R. and Winner, A. C., "WMD: Interdicting the Gravest Danger," *USNI Proceedings*, Vol. 131, No. 2 (2005), pp. 72–75; Joyner, D. H., "The Proliferation Security Initiative: Nonproliferation, Counterproliferation, and International Law," *Yale Journal of International Law*, Vol. 30, No. 2 (2005), pp. 507–548; Kaye, S., "The Proliferation Security Initiative in Maritime Domain," *Israel Yearbook of International Law*, Vol. 35, (2005), pp. 205–230; Lavalle, B., "A Novel, If Awkward, Exercise in In-

ternational Law-Making : Security Council Resolution 1540 (2004)," *Netherlands International law Review*, Vol. 51 (2003-2004), pp. 411-437 : Lehrman, T. D., "Enhancing the Proliferation Security Initiative : The Case for a Decentralize Nonproliferation Architecture," *Virginia Journal of International Law*, Vol. 45, No. 1 (2004), pp. 223-276 : Perry, T. C., "Blurring the Ocean Zones ; The Effect of the Proliferation Security Initiative on the Customary International Law of the Sea," *Ocean Development and International Law*, Vol. 37, No. 1 (2006), pp. 33-53 : Persbo, A. and Davis, I., *Sailing Into Uncharted Waters ?: The Proliferation Security Initiative and the Law of the Sea* (British American Security Information Council, 2004), p. 124 : Rivkin, D. B., et al., "Preemption and the Law in the Twenty-First Century," *Chicago Journal of International Law*, Vol. 5, No. 2 (2005), pp. 467-498 : Shulman, M. R., *The Proliferation Security Initiative as a New Paradigm for Peace and Security*, U. S. Army War College Strategic Studies Institute Publication (2006), viii+58 pp : Spadi, F., "Bolstering the Proliferation Security Initiative at Sea : A Comparative Analysis of Ship-Boarding as a Bilateral and Multilateral Implementing Mechanism," *Nordic Journal of International Law*, Vol. 75 (2005), pp. 249-278 : Song, Yann-Hue, "The U. S. Led Proliferation Security Initiative and UNCLOS : Legality, Implementation, and Assessment," *Ocean Development and International Law*, Vol. 38, No. 1-2 (2007), pp. 101-145 : Suarez, A. S. V., "Post September 11 Security Challenges to the Legal Regime of the Maritime Carriage of Nuclear and Radioactive Materials," *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 18, No. 3 (2003), pp. 423-440 : Winner, A. C., "The Proliferation Security Initiative : The New Face of Interdiction," *Washington Quarterly*, Vol. 28, No. 2 (2005), pp. 129-143 : Yoo, J. and Sulmasy, G., "The Proliferation Security Initiative : A Model for International Cooperation," *Hofstra Law Review*, Vol. 35, No. 2 (2006), pp. 405-416.

(20) Heintschel von Heinegg, W., "The Legality of Maritime Interception/Interdiction Operations within the Framework of Operation ENDURING FREEDOM," in Borch, F. L. and Wilson, P. S. eds., *The Handbook of the International Law and the War on Terror*, International Law Studies, Vol. 79 (Naval War College, 2003), pp. 261-262, 266.

(21) *Id.*, p. 266.

(22) *Id.*

- (23) *Id.*, pp. 268–269.
- (24) Klein, N., *Maritime Security and the Law of the Sea* (Oxford University Press, 2011), p. 274.
- (25) Guilfoyle, D., *Shipping Interdiction and the Law of the Sea* (Cambridge University Press, 2009), p. 4.
- (26) *Id.*
- (27) *Id.*, p. 6.
- (28) *Id.*, pp. 271–272, 276, 293–294, 318–321.
- (29) なお、ギルフォイルが触れていない国連海上阻止活動における保障或いは損害賠償については、Wendel, P., *State Responsibility for Interference with the Freedom of Navigation in Public International Law* (Springer, 2007), pp. 244–248 を参照。
- (30) 国連海洋法条約第101条、第110条一項(a)。
- (31) 同第九条、第110条一項(b)。なお、奴隸輸送の取締りにおいては、海賊取締りのもう一つの普遍的管轄権行使は許容されていない。また、一九世紀における奴隸貿易禁止に至る全般的経緯については、Soulsby, H. G., *The Right of Search and the Slave Trade in Anglo-American Relations 1814–1862* (The Johns Hopkins Press, 1933), p. 118 以下参照。
- (32) 国連海洋法条約第101条の規定のか、本論第二章を参照。
- (33) 分布範囲が排他的經濟水域の外側に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する一九八一年一月一〇日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（国連公海漁業実施協定）第110条六項等。
- (34) 国連海洋法条約第110条一項(c)。Cf. Hunnings, N. M., “Pirate Broadcasting in European Waters,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 14, Part 2 (April, 1965), pp. 410–436.
- (35) これらの行為の取り締まりとテロ対策海上阻止活動との連関については、本論第二章を参照。
- (36) *Id.*, p. 5.
- (37) *Id.*, p. 339.

有志連合海上作戦部隊の活動と国際法（一）

- (38) *Id.*, p. 6.
- (39) 森川前掲注(6)譜文。
- (40) Report of the Secretary-General Pursuant to Security Council Resolution 1846, UN DOC S/2009/590 (13 November, 2009), pp. 5-6.
- (41) <http://www.royalnavy.mod.uk/operations-and-support/operations/united-kingdom-component-command-ukmcc>, as of 10 June, 2010.
- (42) *Id.*
- (43) CTF-151が設置された以前は、OMFの海賊対処活動はCTF-150が担当していた。CTF-150が「責任海域内に船舶をロード」に従事した。U.S. Naval Force Central Command Public Affairs Press Release, "Maritime Security Area to be Established" (Release #105-08) (22 August 2008). これに伴い、海賊に対する武器使用を伴う事案の生起について、OMFは「船から射撃を試みた」。自衛防衛のために応戦した結果、海賊1名が死亡するという事案がある。“Navy shoots pirate suspects dead,” BBC News 26 November 2008, http://news.bbc.co.uk/2/south_asia/7749486.stm, as of 21 October 2009. しかし、海賊対処活動はCTF-150の職務範囲 (mandate) であるが故に、OMF-MIOとの参戦がCTF-150の艦艇派遣に関するナショナル・マンテークルとナショナルイッシュ等一部有志連合国なりの点を問題視した。これらの諸国によれば、CTF-150がOMF-MIO以外の活動に従事したことによる各国のナショナル・マンテークルとの間に齟齬が生じ、CTF-150への艦艇派遣が困難となる。Guilfoyle, *supra* note 25, p. 71. この結果、2009年1月1日、OMFは、CTF-150を本来任務である海上警備活動に専従させるべくし、新たに海賊対処専従部隊たるCTF-151を創設した。CTF-151の職務範囲は、2009年に相次いで採択されたソマリア沖アデン湾海賊対処に関する安理会決議である（安保理事会決議1816、1838、1844、1846、1851）。具体的なオペレーションは、海賊行為の抑止、海賊行為に従事する嫌疑ある船舶への臨検、搜索及び海賊による拿捕された船舶の継続的な監視、情報収集等である。“Combined Task Force 151,” <http://www.cusnc.navy.mil/command/ctf151.html>, as of 04 July 2009 : Com-

- mander, Combined Maritime Force Public Affairs, "New Counter-Piracy Task Established" (January 8 2009), <http://www.cusnc.navymil>, as of 10 January 2009. ○T E → T → 25' 11〇〇九年一月九日から海賊対処の重点作戦 (Focused Operation) である Operation Maritime Sweep を開始した。"Combined Task Force 151," *op. cit.* たゞ、○T E → T → が特定の責任海域を有する、○T E の責任海域内の全ての海域への展開が想定される機動展開型の部隊である。
- (44) ○T E は明示にしておらずが、○T E → T → のオペレーターへの主たる目的はイランの動向の把握である。
- (45) したがって、例えが○T E → T → が展開して、海賊対処活動に参りても、現場で対処した軍艦の旗國は日本ではなく、海賊対処を拘束及び一致するか或いは現場で武装解除した後に解放されるのかどうかも、異なる対応が見られる。
- (46) Beard, J. M., "America's New War on Terror : The Case for Self-Defense under International Law," *Harvard Journal of Law & Public Policy*, Vol. 25, No. 2 (2002), p. 559.
- (47) UN DOC S/RES 1368 (12 September, 2001) : UN DOC S/RES 1373 (28 September, 2001). その後、安保理事会は、米国同時多発テロ攻撃以降生じたテロ攻撃事案に際して、国際テロリズムと国際の平和と安全に対する脅威であるとして、一軒ノート記載してある。UN DOC S/RES 1438 (14 October, 2002) ; UN DOC S/RES 1440 (24 October, 2002) ; UN DOC S/RES 1450 (13 December, 2002) ; UN DOC S/RES 1465 (13 February, 2003) ; UN DOC S/RES 1516 (20 November, 2003) ; UN DOC S/RES 1530 (11 March, 2003) ; UN DOC S/RES 1611 (7 July, 2005) ; UN DOC S/RES 1618 (4 August, 2005).
- (48) Letter dated 7 October 2001 from the Permanent Representative of the United States of America to the United Nations addressed to the President of the Security Council, UN DOC S/2001/946 (7 October, 2001).
- (49) *Id.*
- (50) Letter dated 7 October 2001 from the Charge d'affairs a. i. of the Permanent Mission of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to the United Nations addressed to the President of the Security Council, UN DOC S/2001/947 (7 October, 2001).
- (51) Operation Southern Watch は、海湾戦争後の「九九」年にイラク南部に設定期間の飛行禁止空域を監視する作戦である。11〇〇〇年1月のイラク掃清作戦も実施された。<http://www.alconbury.af.mil/information/heritage/spotlight.asp>

- id=123112876, as of 30 October, 2010.
- (22) U. S. Department of Defense (hereinafter USDOD), Network Centric Operations (NCO) Case Study, “Task Force 50 During Operation ENDURING FREEDOM,” Abridged Report (Version 1), p. 3. http://www.carlise.army.mil/DIME/documents/TF_50_OEF%5B1%5D.pdf, as of 30 October, 2010.
- (23) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/kankei_200612.html, as of 16 May, 2011.
- (24) Statement by the North Atlantic Council, NATO Press Release (12 September 2001), <http://www.NATO.int/docu/update/2001//p01-124e.html>, as of 3 May, 2011.
- (25) NATO Briefing “Active Endeavour, NATO Naval Operation Proliferation Security Initiative,” December, 2003.
- (26) *Id.*
- (27) NATO Briefing, “NATO and the fight against terrorism,” March, 2005.
- (28) NATO Briefing, “Response to terrorism : Active operation against terrorism, strengthening cooperation and capabilities,” NATO Public Diplomacy Division, Brussels, March, 2005.
- (29) Kwast, P. J., “Maritime Law Enforcement and the Use of Force : Reflections on the Categorisation of Forceable Action at Sea in the Light of the *Guyana/Suriname Award*,” *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 13, No. 1 (2008), p. 67.
- (30) Combined Maritime Forces, “CTF 150,” <http://www.cusnc.navy.mil/command.CTF150.html>, as of 16 December, 2009. なお、日本防衛省の発表資料では、CTF 150が11001年10月7日の英米によるイラフガルスタンの武力行動開始後より設立されたものである。 http://www.mod.go.jp/j/sankou/report/2007/pdf/1106_9.pdf, as of 4 July, 2009.
- (31) Combined Maritime Forces, “CTF 150,” *supra* note 60.
- (32) *Id.*
- (33) *Id.*
- (34) USDOD, Network Centric Operations (NCO) Case Study : “Task Force 50 During Operation ENDURING FREEDOM,” *supra* note 52, p. 4. なお本演習よりも早く、TF 50はテロリスト及びテロ関連物资等の海上移動阻止に従事した

- ハガネラムナガ。 *Id.*, p. 2.
- (65) Hodgekingson, S. et al., *supra* note 5, p. 622.
- (66) Kwast, P. J., "Maritime Interdiction of Weapons of Mass Destruction in an International Legal Perspective," *Netherlands Yearbook of International Law*, Vol. 38 (2007), p. 235, n. 415.
- (67) Hodgekingson, S. et al., *supra* note 5, p. 587.
- (68) NTTP 3-07. 11, *supra* note 7, para. 1.5.6.
- (69) Kwast, *supra* note 66, p. 235, n. 416.
- (70) 但し、立派な人の検査のための直接の根拠は虚偽の船籍表示（国連海洋法条約第110条1項④）にやれだ。Roach, J. A., "Initiatives to Enhance Maritime Security at Sea," *Marine Policy*, Vol. 28 (2004), pp. 53-54: 坂元茂樹「P 51 「*抗敵防士撃撃*」ハ国際法」『公法リスペ』No.1279 (1100四年) 五1頁。
- (71) Office of Public Affairs (Canada) Facts Sheet, *International Contribution to the War against Terrorism* (May 22, 2002), p. 2.
- (72) Department of National Defence (Canada), *The Canadian Forces' Contribution to the International Campaign Against Terrorism, October 2001–October 2003* (BG-02. 001 p) (7 January, 2004).
- (73) *Id.*
- (74) Doswald-Beck, L. ed., *San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflict at Sea* (Cambridge University Press, 1995), p. 257.
- (75) Perron, Jean-Guy, Lieutenant Colonel, Assistant Judge Advocate General, National Capital Region, Ottawa, "Panel III: Commentary—Maritime & Coalition Operations," in Borch and Wilson eds., *supra* note 20, pp. 309-310. たゞ、武力紛争状態や武装冲突の段階 - M I O の段階であります、海上戦闘における具体的措置としてトクニカルな部分が、何よりアカルの国連規定を適用して実施されまする場合があるといふべきです。Heintschel von Heinegg, W., "The Current State of the Law of Naval Warfare: A Fresh Look at the *San Remo Manual*," in Helm, A. M. ed., *The Law of War in the 21st Century: Weaponry and the Use of Force*, International Law Studies, Vol. 82 (Naval War College,

2006), pp. 269–270, 289, n. 6.

(76) 二〇〇八年一〇月に米アフリカ軍(US AFRICOM)が発表された「DoD Establishing U.S. Africa Command」(<http://defenselink.mil/News/Newsarticle.aspx?id=2940>, as of 11 August, 2008)、米北アフリカ軍(theatre)及び米欧州軍(US EUCOM)の管轄である。『EUCOM: Operations and Initiatives』(<http://www.mil/english/Operations/main.asp>, as of 11 August, 2008).

(77) U.S. Department of Homeland Defense, *The National Strategy for Maritime Security* (September, 2005), pp. 3–6. なお、海上警備活動に亘る目的(goal)があらわされるが①認知(awareness: Maritime Domain Awareness の強化)、②防護(prevention: 国内的及び国際的の両面にわたる効果的な海上警備体制の構築)、③防止(protection: 航運、海賊及び領海以遠の海域における軍民双方によるやくしま・パレセハンバの強化)、④対応(response: 事象生起時における迅速かつ効果的な対応)、⑤回復(recovery: テロリズム、自然災害等への対処後の速やかな即応体制の回復)である。United States Congress House of Representatives Select Committee on Homeland Security, Subcommittee on Infrastructure and Border Security, *Maritime Security Operations within the Department of Homeland Security* (U.S. Government Printing Office, 2005), p. 11.

(78) 本論にて先述したとおり、ソマリア沖海賊対処活動はOMSIの主要な活動として展開されてくる。しかしながら、同活動は、少なくとも公海上の措置に関する限りは海上の法執行として整備と実施されており、その限りにおいては手段の論点なきことから、本論においては取り扱わない。なお、ソマリア沖海賊対処活動について検討を加えた業績としては、取り急ぎ以下を参照。上野英詞「ソマリアの海賊～その実態と国連、各國及び国際機関等の対応～」[防衛法研究]第三二号(1100九年)、七一—四頁；奥脇直也「海上テロリズムと海賊」[国際問題](電子版) No.83(1100九年七月、八月)、110—111頁；酒井啓亘「ソマリア沖における「海賊」の取締りと国連安保理事会会決議」坂元茂樹編[国際立法の最前線](有信堂、1100九年)、110九一—四九頁；高井晉「ソマリア沖の現代海賊問題の法的側面」[防衛法研究]第三三号(1100九年)、一一五—一四四頁；西村卯「マラッカ海峡およびソマリア沖の海賊・海上武装強盗問題」[国際問題](電子版) No.83(1100九年七月、八月)、五一—九頁；森川幸一「海賊取締りと日本法」[国際問題](電子版) No.83(1100九年七月、八月)、四九一六四頁；柳井俊一「海賊問題の深刻化の背景と国際社会の対応」[国際問題](電

中版) № 128 (1100九月・八日)」[一頁]：Bahar, M., “Attaining Optimal Deterrence at Sea: A Legal and Strategic Theory for Naval Anti-Piracy Operations,” *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, Vol. 40, No. 1 (2007), pp. 1-85; Crook, J. R. ed., “Continued U. S. Navy Operations against Pirates off Somalia: Contemporary Practice of the United States Relating to International Law,” *American Journal of International Law*, Vol. 102, No. 1 (2008), pp. 169-170; Dalton, J. G., Roach, J. A., and Daley, J., “Introductory Note to United Nations Security Council: Piracy and Armed Robbery at Sea—Resolutions 1816, 1846 & 1851,” *International Legal Materials*, Vol. 48 (2009), pp. 129-132; Geis, R. and Petrig, A., *Piracy and Armed Robbery at Seas: The Legal Framework for Counter-Piracy Operations in Somalia and the Gulf of Aden* (Oxford University Press, 2010), XVIII+321 pp; Guilfoyle, D., “Piracy off Somalia: UN Security Council Resolution 1816 and IMO Regional Counter-Piracy Efforts,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 57, Part 3 (2008), pp. 690-699; *Idem*, “Counter-Piracy Law Enforcement and Human Rights,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 59, Part. 1 (2010), pp. 141-169; Houghton, M., “Waling the Plank: How United Nations Security Council Resolution 1816, While Progressive, Fails to Provide a Comprehensive Solution to Somali Piracy,” *Tulsa Journal of Comparative and International Law*, Vol. 16 (2009), pp. 253-286; Kontrorovich, E. and Art, S., “An Empirical Examination of Universal Jurisdiction for Piracy,” *American Journal of International Law*, Vol. 104 (2010), pp. 436-453; Jesus, J. L., “Protection of Foreign Ships against Piracy and Terrorism at Sea: Legal Aspects,” *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 18, No. 3 (2003), pp. 363-400; Kraska, J., “Developing Piracy for the National Strategy for Maritime Security,” in Nordquist, M. et al. eds., *Legal Challenges in Maritime Security* (Martinus Nijhoff Publishers, 2008), pp. 331-439; Menefee, S. P., “An Overview of Piracy in the First Decade of the 21st Century,” in Nordquist et al. eds., *op. cit.*, pp. 441-478; Mo, J., “Options to Combat Maritime Piracy in Southeast Asia,” *Ocean Development and International Law*, Vol. 33, No. 3-4 (2002), pp. 343-358; Roach, J. A., “Suppressing Somali Piracy—New Steps,” ASIL Insight, Vol. 14, Issue 39 (1 December 2010); *Idem*, “Countering Piracy off Somalia: International Law and International Institutions,” *American Journal of International Law*, Vol. 104 (2010), pp. 397-415; Skaridov, A. S., “*Hostis Humani Generis*,” in Nordquist et al. eds., *op. cit.*, pp. 479-499; Sterio, M., “Fighting Piracy in

有志連合海上作戦部隊の活動と国際法（一）

Somalia (and Elsewhere) : Why More is Needed,” *Fordham International Law Journal*, Vol. 55, Issue 2 (2009), pp. 372-408 : Stillwell, N., “Robbers or Robinhoods? : A Study of the Somali Piracy and a Call to Develop an International Framework to Combat Maritime Terrorism,” *Layata Maritime Law Journal*, Vol. 7 (2008-2009), pp. 129-148 : Treves, T., “Piracy, Law of the Sea, and Use of Force : Developments off the Coast of Somalia,” *European Journal of International Law*, Vol. 20, No. 2 (2009), pp. 399-414 : United Kingdom Maritime Trade Organisation (UKMTO), *Best Management Practice 3 (BMP 3): Piracy off the Coast of Somalia and Arabian Sea Area* (Witherby Seamanship International Ltd., 2010), p. 69.

(2) Chief of Naval Operations and Commandant of the Marine Corps, *Naval Operations Concept 2010*, p. 35, <http://www.navy.mil/maritime/noc/NOC2010.pdf>, as of 18 March, 2010.

(3) Combined Maritime Forces, “Combined Maritime Forces,” <http://www.cusnc.mil/mission.rhumblines.html>, as of 4 July, 2009.

(4) Cf. Allen, C. H., “Limits on the Use of Force in Maritime Operations in Support of WMD Counter-Proliferation Initiatives,” *Israel Yearbook on Human Rights*, Vol. 35 (2005), p. 125.

(5) CNSL Staff, *COMNAVSURFOR Brief to NDIA Delivering Operational Readiness* (30 November, 2005), http://ndia.org/Content/ContentGroups/Divisions1/Undersea_Warfare/601A_Devering_Operational_Readyness.pdf, as of 1 August, 2008.

(6) 日本国防省統合幕僚監部、「→ハムボルト号の捕獲と撃沈活動」 http://www.mod.go.jp/jso/oef_jisseki.htm, as of 13 March, 2011.

(未記)